

広島県告示第六百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
寿老地二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
広島市佐伯区	五日市二丁目	一一二〇番三	標柱一号
		一一二〇番一	標柱二号
		一一三七番	標柱三号
		一一二〇番二	標柱四号